

一定の障害がある方は 65歳から後期高齢者医療制度に加入できます

65歳～74歳で下表にあるいずれかの障害認定を受けている方は、任意で後期高齢者医療制度に加入することができます。それまでの健康保険と比べ、医療機関等での窓口負担、保険料負担が軽減される場合があります。

また、障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入した方は、75歳になるまでは、いつでも制度から脱退することができます。

| 障害の区分 | 程 度 |
|-------------|---|
| 国民年金法等の障害年金 | 1級、2級 |
| 身体障害者手帳 | 1級～3級 4級は、以下のいずれかに該当 ①音声、言語またはそしゃく機能の著しい障害 ②両下肢の全ての指を欠くもの ③1下肢を下腿の1/2以上で欠くもの ④1下肢の機能の著しい障害 |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 1級、2級 |
| 療育手帳 | ㉫の1、㉫の2、Aの1、Aの2 |

問合せ 国保年金課 (2階) ☎ (20) 1503 FAX (20) 1600

高齢者の インフルエンザワクチン接種の 費用を助成します

冬はインフルエンザが流行する時期です。予防方法の一つに予防接種があります。接種を希望する方はお早めに接種するようお願いいたします。

◆対象者

- 令和3年12月31日時点で満65歳以上の方

※10月1日で満65歳以上の方は

には9月末に予診票を送付しています。期間中に65歳になる方には誕生日を過ぎたから予診票を送付します。

- 60歳～64歳の方で心臓、じん臓、または呼吸器の機能およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により、身体障害者手帳1級を持つている方

※接種前にお問い合わせください。障害者手帳の写しが必要です。

◆助成金額

3千円（助成金額を超えた額は自己負担）

◆助成対象接種

10月1日(金)～
令和4年1月15日(土)



(例)

(例)

◆新型コロナワクチンとの接種間隔について

インフルエンザワクチンと新型コロナワクチンは同時に接種できません。片方のワクチンを受けてから2週間後に接種が可能となります。

新型コロナ ワクチン



10月1日
接種

2週間以上空ける

インフルエンザ ワクチン



10月15日以降
接種可

問合せ
健康管理課 (2階)
☎ (20) 1574 FAX (20) 1600